

財産有効活用促進検討会議設置要綱

(設置)

第1条 建設局の保有資産及び建設局が管理するその他の資産（以下「局資産」という。）を新たな増収策のために有効活用する施策に関し、調査及び審議を行うとともに施策の進捗管理を行うため、局に財産有効活用促進検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 検討会議は事務職理事（以下「理事」という。）、総務部長、企画部長、道路河川部長、下水道部長、公園緑化部長、管財担当部長、工務担当部長をもって組織する。

(ワーキンググループ)

第3条 別表に定めるところにより、検討会議にワーキンググループ（以下「WG」という。）を置き、各WGに代表者を置く。

2 各WGの構成については、代表者が別途定める。

3 各WGは所掌する局資産に係るリスト作成、有効活用についての課題整理、その他検討会議が指示する作業を行う。

(有効活用局横断検討チーム)

第4条 財産有効活用促進に係る横断的課題の解決に向け、有効活用局横断検討チーム（以下「検討チーム」という。）を置く。

2 検討チームは総務部管財課長及び各WGの代表者をもって組織し、管財課長をリーダーとする。

3 検討チームは各WGの課題及び要望等の整理、インセンティブ制度の検討、その他リーダーが指示する作業を行う。

4 検討チームは、リーダーが必要と認めたときに、リーダーが招集する。

5 リーダーが必要と認めたときは、検討チームに関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(会議の開催)

第5条 検討会議の会議は、理事が必要と認めたときに、理事が招集する。

2 理事が必要と認めたときは、検討会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議及び検討チームの庶務は、総務部管財課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表		
WG	所掌事務	代表者
占用制度活用WG	占用入札制度の検討、活用に関すること	総務部 管理課長
道路・橋梁WG	道路（街路を含む）に係る局資産に関すること (自転車駐車場を除く)	道路河川部 調整課長
河川WG	河川に係る局資産に関すること	道路河川部 河川課長
下水WG	下水に係る局資産に関すること	下水道部 調整課長
公園WG	公園に係る局資産に関すること	公園緑化部 調整課長
自転車駐車場WG	自転車駐車場に係る局資産に関すること	総務部 自転車対策担当 課長